



山形県公報

平成27年4月1日(水)

号 外 (13)

目 次

企業局関係

規 程

- 山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……………同
- 山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程…………… 2

告 示

- 県民ゴルフ場の利用料金……………同

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第3号

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

1,800
1,500

 を

1,600
1,400

 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第4号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2 公営事業課の項中

電気料金の徴収に関する こと。	1 電気料金の徴収に関する こと。
--------------------	----------------------

 を

電気料金（電気事業に 係るものに限る。）の 徴収に関すること。	1 電気料金（電気事業に 係るものに限る。）の徴 収に関すること。
---------------------------------------	---

 に改める。

別表第3第4項の次に次の1項を加える。

5 電気料金（電気事業に係るものを除く。）の徴収に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第5号

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局職員の人事に関する手続規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の人事に関する手続規程（平成22年3月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号の注書第2項第1号の表第23項中

「（職名）を命ず る （給料表名）○ 級に決定する 給料月額○円を 給する」	を	「（職名）を命ず る （給料表名）○ 級に決定する」	に、「に基づき」
---	---	-------------------------------------	----------

を「による」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

山形県企業告示第3号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年4月1日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

1 利用料金

区 分		金 額	
コース使用料 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,070円
		1人18ホールまで	2,320円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,020円
	土曜日等	1人9ホールまで	2,100円
		1人18ホールまで	4,390円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,020円
乗用カート使用料 (カートフィ)	1人9ホールまで	960円	
	1人18ホールまで	1,340円	

1人18ホールを超え9ホールまで

700円

備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
 - 2 次に掲げる者が利用する場合のコース使用料の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9ホールまで」の場合は除く。
 - (1) 年齢65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
 - 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース使用料の額は、1人9ホールまで780円、1人18ホールまで1,560円とする。
- 2 適用期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

平成27年4月1日印刷
平成27年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056